

安全な水道を守るため、水道料金の値上げにご協力をお願いいたします

～ 令和9年4月1日から値上げする理由について ～

宇和島市上下水道局

1 水道事業とこれまでの経営

(1) 水道事業とは

生活に欠かせない「水（浄水）」を供給する事業で、ダム等から取水し、浄水場で水をつくり、ポンプ場等を経由して、皆さまに水を届けてしており、**必要経費のほとんどを水道料金でまかなっています**。（本市の水道は大正15年に創設後、100年の歴史があります）

(2) 安定給水に欠かせない水道施設の耐震化

生活に欠かせない水を安定的にお届けするには、**老朽化した水道施設を耐震化する必要がある**ため、第8次整備事業、上下水道耐震化推進事業及び鋳鉄管更新事業を実施しています。 **事業費合計 約78.5億円**

(3) 給水人口の減少と経営赤字

本市では、給水人口（年間約1,500人）の減少に伴い、給水収益（年間約4,000万円）が減少し続けており、**令和9年度から経営赤字になる見込み**です。

2 適正な水道料金のあり方について

(1) 水道事業経営審議会への諮問（令和8年2月19日）

市長から経営審議会に対し、「適正な水道料金のあり方」について意見を求めました。審議会では、「経営赤字に対する経費削減策」や「耐震化工事等に必要な資金をどのように確保すべきか」、「水道料金の金額は、どのくらいが適正か」などについて、審議していただきました。

(2) 市から審議会へ説明した内容

① 給水人口と給水収益の減少

直近3年間（R5～7）では、**給水人口は、毎年度約1,500人減少し、給水収益は、1年あたり約4,000万円減少し続けている**ため、年々経営が厳しくなっています。

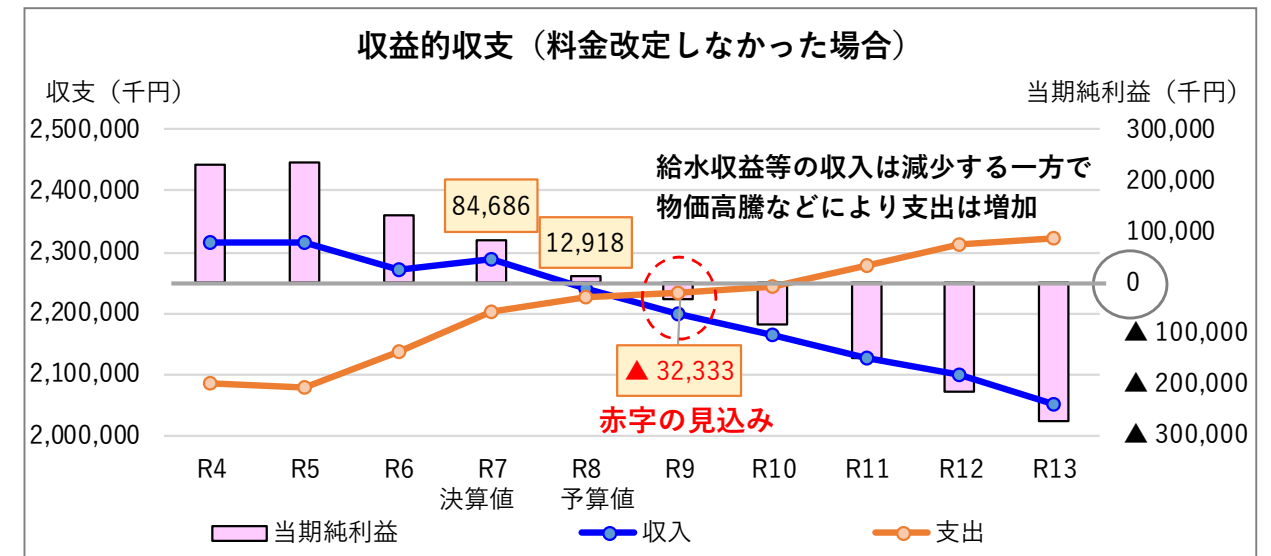
② 経費削減

収納窓口や請求サイクルの見直し、中央監視装置の整備に伴う職員減などに取り組む予定で、令和9～13年度（5年間）の経費削減効果を約2.7億円と見込んでいます。

③ 経営赤字

経費削減に努めていますが、物価の高騰などにより支出が膨らむ一方で、給水人口の減少に伴い給水収益が減少し続けており、経費削減を行っても、**令和9年度には経営赤字になる見込み**です。

このままでは、必要な収入を確保できず、安全な水を安定的にお届けできなくなってしまうことから、水道料金の見直しが避けられない状況です。

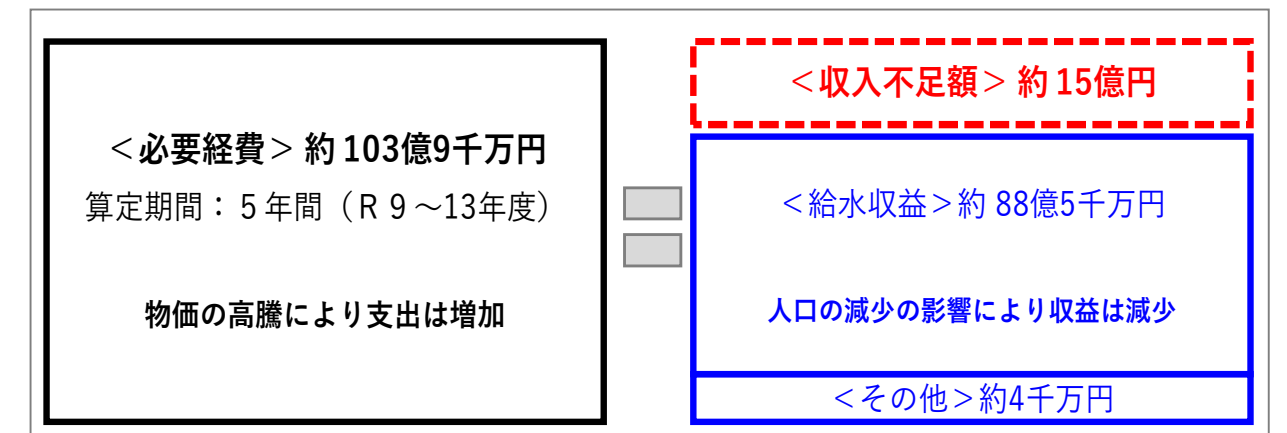


④ 料金算定期間（どのくらいの期間の収入を確保するか＝料金の見直し期間）

日本水道協会の算定要領では、算定期間は3～5年間とされており、本市では、短期間では評価するデータが不足するため、**5年間の必要経費を試算**しました。

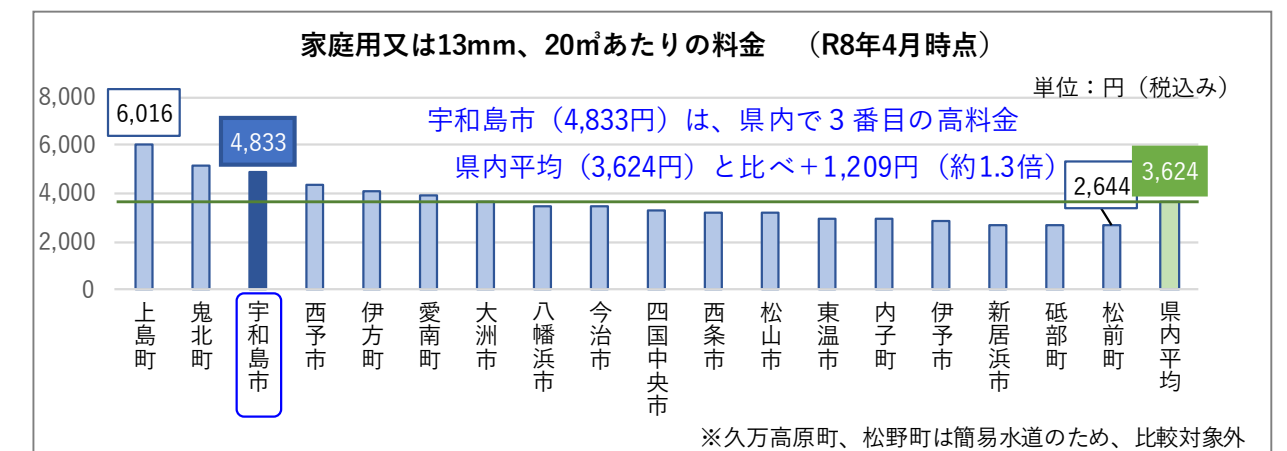
⑤ 今後5年間に必要な事業費と収入不足額（財源）

下図のように、5年間の必要経費に対する**収入不足額は約15億円**になります。



⑥ 宇和島市の水道料金が高い理由（愛媛県内の水道料金との比較）

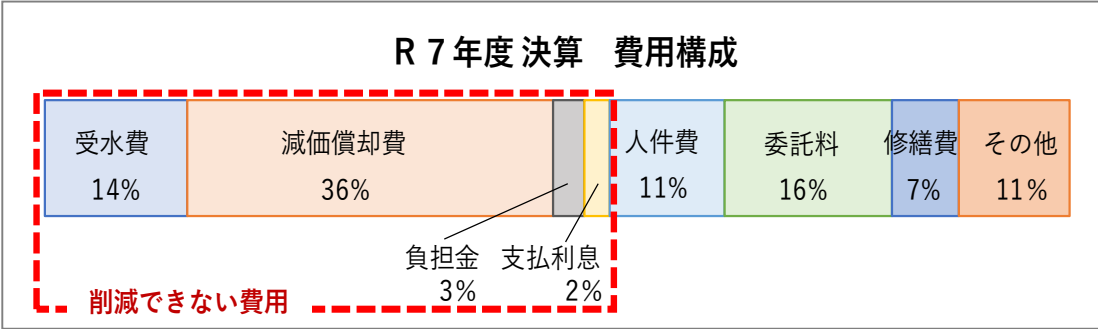
下図のように、本市の水道料金は、愛媛県内で3番目に高くなっています。



では、なぜ、本市の水道料金が高いのかをご説明します。
水道管路や施設数を下表のとおり他市と比較すると、本市は、水を届けるために他市よりも多くの施設を保有する必要があるため、他市よりも維持管理費用がかかります。

(県内10市平均と給水人口が本市より多い市との比較) 令和8年3月31日現在						
自治体名(市)	10市平均	宇和島市	松山市	今治市	新居浜市	四国中央市
給水人口(人)		65,200	465,066	140,833	108,017	76,958
水道管路延長(km)		918	2,290	1,848	623	807
一人あたり(m)	8.3	14.1	4.9	13.1	5.8	10.5
浄水場(箇所)		15	9	14	4	1
1,000人あたり	0.10	0.23	0.02	0.10	0.04	0.01
ポンプ場(箇所)		44	13	6	31	57
1,000人あたり	0.28	0.67	0.03	0.04	0.29	0.74
配水池(箇所)		90	31	75	9	50
1,000人あたり	0.48	1.38	0.07	0.53	0.08	0.65

費用の55%を占める受水費、減価償却費、負担金及び支払利息は、削減したくても削減できない費用です。人件費、委託料及び修繕費の削減も限界があります。



以上をまとめると、本市の水道料金が他市町と比べ高くなっている理由には、次のようなことが挙げられます。

- ア 多くの水道施設を設置しなければ、市内全域に水をお届けできないため、施設の維持管理や更新に多くの費用が必要となる。
- イ 高額の維持管理等の費用は、削減できない固定費が多くを占めている。

(3) 審議会から市長へ答申された内容と委員からの主な意見 (令和8年6月8日)
水道事業の経営状況や課題、今後の収支見込みなどについて審議会に説明し、丁寧かつ慎重な審議の結果、次のような答申をいただきました。

- ① 収入不足額約15億円を水道料金改定(値上げ)により補うことは、適当
- ② 「5年間」の料金算定期間は、適当
- ③ 令和9年4月使用分から値上げすることは、適当
- ④ 「用途別」料金体系を継続、将来的に口径別へ移行することが望ましい
- ⑤ 其他のご意見等
 - ア 慎重に将来収支を予測し、料金改定後3年目を目途に中間評価を行うこと
 - イ 過度なサービス低下とならないよう配慮しつつ、今後も経費削減に努めること
 - ウ 隔月(2か月ごとの)請求制度を導入する際は、生活困窮者に配慮すること
 - エ なぜ値上げが必要なのか、市民に対し丁寧に分かりやすくお知らせすること

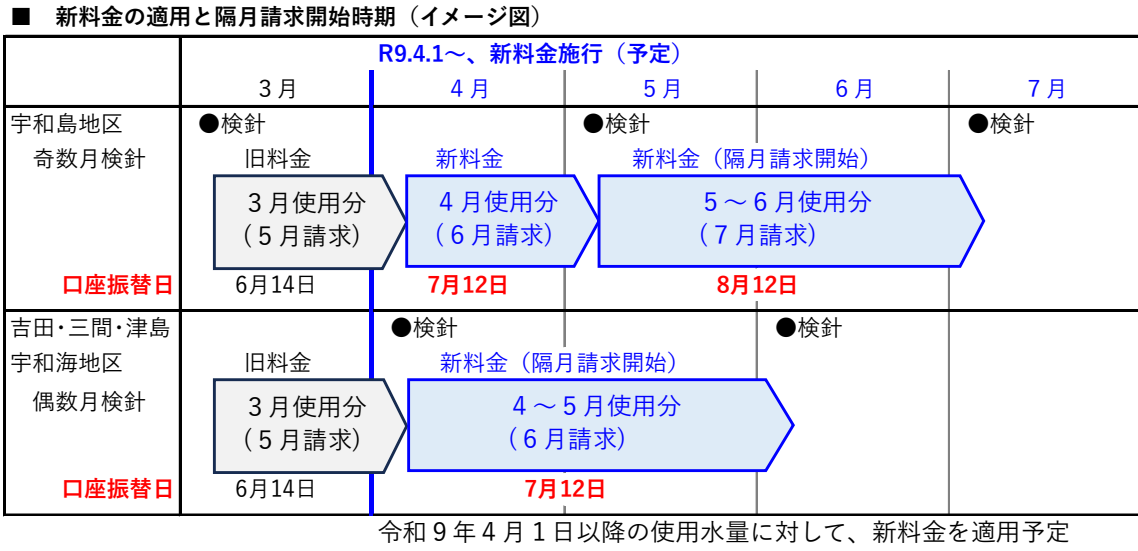
3 今回の料金改定(値上げ)について(お願い)

家庭用 20 m³ 4,833 円 → 5,819 円 (1 か月あたり税込 986 円増)
適用：令和9年4月使用分から
令和8年12月議会に、料金値上げに必要な条例改正案を提出予定

(税込み)				
用途	水量	現料金	新料金	上昇額
家庭用	基本(8 m ³ まで)	1,573.0 円	1,859.0 円	286.0 円
	超過(1 m ³ につき)	271.7 円	330.0 円	58.3 円
	20 m ³ 料金(標準世帯)	4,833.0 円	5,819.0 円	986.0 円
業務用	基本(10 m ³ まで)	2,750.0 円	3,036.0 円	286.0 円
	超過(1 m ³ につき)	368.5 円	407.0 円	38.5 円
	20 m ³ 料金	6,435.0 円	7,106.0 円	671.0 円
工業用	基本(200 m ³ まで)	51,700.0 円	59,400.0 円	7,700.0 円
	超過(1 m ³ につき)	368.5 円	407.0 円	38.5 円
浴場用	基本(170 m ³ まで)	16,060.0 円	16,060.0 円	0.0 円
	超過(1 m ³ につき)	159.5 円	159.5 円	0.0 円

※1円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てる
※浴場用は、公衆浴場法や物価統制令等の趣旨を踏まえ、今回は値上げしない
※現料金は、平成28年度(11年前)に改定

4 請求サイクルの見直し(毎月請求から隔月請求に変更)



※生活困窮等により1度に2か月分の料金支払いが困難な場合は、分割払いの相談に応じます。

水道使用者の皆さまには、ご負担をお掛けいたしますが、将来にわたって安全な水道を安定的に維持していくためには、水道料金の値上げは避けられません。
ご理解とご協力をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ 宇和島市上下水道局 水道総務課
tel: 0895-22-5265